

カルテの基本的な記載方法について

【カルテの性格】

カルテは、歯科医師法第 23 条で「記載」と「保存」が義務づけられている。また、カルテは本来のカルテの役目と、診療報酬の点数算定の根拠が兼ね備わっている。さらに最近増えつつある医療事故の際の証拠書類にもなります。きちんとしたカルテ記載こそが、保険医の強力な味方となる。

【カルテ記載時の注意点】

1. 支払基金 等のレセプトの審査機関から送付されてくる増減点通知を受け取った場合は、カルテを訂正しておくこと。
2. 判読困難なもの(自分だけがわかる略語)は使わない。
3. 行間を空けて書かない。
4. 一行二段書きしない。
5. 鉛筆書きをしない。
6. 塗りつぶしによる訂正をしない。
7. 修正液による訂正、修正テープを使わない。
8. 追筆をしない。
9. 複数医師による診療の場合、担当保険医の署名又は押印をする。
10. 診療録の記載は、その都度行う。
11. 歯科衛生士による記載箇所には、記名・押印をする。

【算定要件に付随した記載事項】

1. 初診に対する理解が乏しく、また、かかりつけ歯科医初診の取り扱いに不備がないようにする。
2. かかりつけ歯科医初診の理解に乏しかったり 画一的にならないようにする。
3. かかりつけ歯科医治療計画書の添付をする。
かかりつけ歯科医初診料は患者さんに渡している治療計画書の控えが必要になる。
カルテに添付する。
4. 算定要件を満たさないかかりつけ歯科医初診料・かかりつけ再診料の請求は認められない。
5. 検診については初診料の算定ができない。
6. 初診時の主訴に対する診断・治療は、妥当適切に行う。
7. カルテにおける病状記載は十分に行う。
8. カルテは、保険点数を算定する行為のみを記載するのではなく、治療行為を実施した順にすべてを記載すること。
9. 患者の症状・所見・経過 等の記載が必要である。
10. 治療を計画的に行う。
11. 診断根拠の記載が必要である。
12. 検査 等を診療に反映させる。
13. 患者の症状経過・評価および診療方針 等の要点の記載が必要である。
14. 指導料の指示内容の記載が必要である。